

沿岸広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年2月24日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 崎浜港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町越喜来字杉下93番5地先から字所通22番16地先まで	新	A 18.9~9.1 m	m 655.0
大船渡市三陸町越喜来字杉下93番5地先から字所通22番19地先まで		B 35.7~11.4	654.7
大船渡市三陸町越喜来字杉下28番4地先から2番2地先まで		C 32.0~11.4	74.6
大船渡市三陸町越喜来字前田34番2地先から31番5地先まで		D 21.1~6.1	77.2
大船渡市三陸町越喜来字杉下93番5地先から字所通22番16地先まで	旧	A 18.9~9.1	655.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成29年2月24日から同年3月24日まで